

平成 27 年 5 月 31 日

松山空港ビル株式会社 代表取締役社長 佐伯要様

松山空港建物内禁煙化及びバス停等での灰皿撤去のお願い

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen2003ehime.com/>

会長 豊田茂樹

〒791-1501 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地

TEL 0892-56-0908 FAX 0892-50-1650

e-mail nosmoke\_mikawa@utopia.ocn.ne.jp

謹啓、いつも松山空港を利用させていただいており感謝をいたしております。私たちは喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を広く市民に啓発している会です。松山空港は年間利用者数は 270 万人に上るとか、四国の空の玄関として益々その役割が重要になっているものと存じます。

さて、空港ビル 2 階の搭乗待合室に設置されている喫煙所ですが、改修工事が行われ周囲への煙の漏れこそ減少はしておりますが、その部屋から出てきた喫煙直後の方の体や吐く息からタバコの煙や臭いが立ち込めていることは（3 次喫煙といいます）、以前から指摘していますのでご存じだと思います。受動喫煙は不快だけでなく、健康被害をもたらすことが分かっています。特に呼吸器や循環器の疾患を持った人にとってはその生命を脅かすこともあります。

搭乗の直前までその喫煙所でタバコを吸っていた人が機内で近くの席に座ると、フライト中に喘息発作や狭心症発作が起こるのではないかと、とても不安な思いを抱くと思います。

松山空港に於かれましてはできるだけ速やかに喫煙所を撤去していただき、受動喫煙の被害が起こらないようにご配慮願いたいと存じます。また、空港内の一部レストラン及び 1 階憩いの広場、そしてバスやタクシー乗り場近くにおきましても、灰皿を撤去し吸わない人に不愉快な思いをさせないよう配慮をしていただきたく、重ねて要望をさせていただきます。

また、当会の要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

敬白

#### 【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)